

Ⅲ. 教育職員免許状取得のための履修方法

1. 基礎資格

専修免許状取得希望者は、基礎資格について学生センターまで問い合わせ、確認してください。

2. 教科に関する科目の単位の修得方法

博士前期課程理工学専攻

免許教科	免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数	
				中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
数学	数学の教科に関する科目	関数解析	2	24	24
		代数学	2		
		代数位相幾何学	2		
		リーマン幾何学	2		
		統計科学論	2		
		微分位相幾何学	2		
		無限次元位相幾何学	2		
		リー代数	2		
		ホモロジー代数	2		
		数値近似法	2		
		微分方程式と有限差分法	2		
		定性的微分方程式論	2		
		微分方程式の安定性理論	2		
		応用遅延微分方程式論	2		
		代数的組合せ論	2		
		凸解析非線形関数解析	2		
		楕円型偏微分方程式論	2		
		双曲型偏微分方程式論	2		
		放物型偏微分方程式論	2		
		複素関数論	2		
		ガロアコホモロジー	2		
		信号処理と数値解析	2		
		金融数学	2		
		数理生物学	2		
		セミナーⅠ-1-1（解析学）	1		
		セミナーⅠ-1-2（代数学）	1		
		セミナーⅠ-1-3（統計科学）	1		
		セミナーⅠ-1-4（凸解析学・非線形解析学）	1		
		セミナーⅠ-1-5（解析学）	1		
		セミナーⅠ-1-6（複素解析学）	1		
		セミナーⅠ-1-7（微分幾何学）	1		
		セミナーⅠ-1-8（位相幾何学）	1		
		セミナーⅠ-1-9（代数学）	1		

免許教科	免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数	
				中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
数学	数学の教科に関する科目	セミナーⅠ-1-10（生物数学）	1		
		セミナーⅠ-1-11（現象数理学）	1		
		セミナーⅠ-1-12（力学系の解析学）	1		
		セミナーⅠ-1-13（離散構造）	1		
		セミナーⅠ-1-14（代数的組合せ論）	1		
		セミナーⅡ-1-1（解析学）	1		
		セミナーⅡ-1-2（代数学）	1		
		セミナーⅡ-1-3（統計科学）	1		
		セミナーⅡ-1-4（凸解析学・非線形解析学）	1		
		セミナーⅡ-1-5（解析学）	1		
		セミナーⅡ-1-6（複素解析学）	1		
		セミナーⅡ-1-7（微分幾何学）	1		
		セミナーⅡ-1-8（位相幾何学）	1		
		セミナーⅡ-1-9（代数学）	1		
		セミナーⅡ-1-10（生物数学）	1		
		セミナーⅡ-1-11（現象数理学）	1		
		セミナーⅡ-1-12（力学系の解析学）	1		
		セミナーⅡ-1-13（離散構造）	1		
		セミナーⅡ-1-14（代数的組合せ論）	1		
		セミナーⅢ-1-1（解析学）	1		
		セミナーⅢ-1-2（代数学）	1		
		セミナーⅢ-1-3（統計科学）	1		
		セミナーⅢ-1-4（凸解析学・非線形解析学）	1		
		セミナーⅢ-1-5（解析学）	1		
		セミナーⅢ-1-6（複素解析学）	1		
		セミナーⅢ-1-7（微分幾何学）	1		
		セミナーⅢ-1-8（位相幾何学）	1		
		セミナーⅢ-1-9（代数学）	1		
		セミナーⅢ-1-10（生物数学）	1		
		セミナーⅢ-1-11（現象数理学）	1		
		セミナーⅢ-1-12（力学系の解析学）	1		
		セミナーⅢ-1-13（離散構造）	1		
		セミナーⅢ-1-14（代数的組合せ論）	1		
		セミナーⅣ-1-1（解析学）	1		
		セミナーⅣ-1-2（代数学）	1		
		セミナーⅣ-1-3（統計科学）	1		
		セミナーⅣ-1-4（凸解析学・非線形解析学）	1		

免許教科	免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数	
				中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
数学	数学の教科に関する科目	セミナーⅣ-1-5（解析学）	1		
		セミナーⅣ-1-6（複素解析学）	1		
		セミナーⅣ-1-7（微分幾何学）	1		
		セミナーⅣ-1-8（位相幾何学）	1		
		セミナーⅣ-1-9（代数学）	1		
		セミナーⅣ-1-10（生物数学）	1		
		セミナーⅣ-1-11（現象数理学）	1		
		セミナーⅣ-1-12（力学系の解析学）	1		
		セミナーⅣ-1-13（離散構造）	1		
		セミナーⅣ-1-14（代数的組合せ論）	1		
		特別研究Ⅰ-1-1（解析学）	2		
		特別研究Ⅰ-1-2（代数学）	2		
		特別研究Ⅰ-1-3（統計科学）	2		
		特別研究Ⅰ-1-4（凸解析学・非線形解析学）	2		
		特別研究Ⅰ-1-5（解析学）	2		
		特別研究Ⅰ-1-6（複素解析学）	2		
		特別研究Ⅰ-1-7（微分幾何学）	2		
		特別研究Ⅰ-1-8（位相幾何学）	2		
		特別研究Ⅰ-1-9（代数学）	2		
		特別研究Ⅰ-1-10（生物数学）	2		
		特別研究Ⅰ-1-11（現象数理学）	2		
		特別研究Ⅰ-1-12（力学系の解析学）	2		
		特別研究Ⅱ-1-1（解析学）	2		
		特別研究Ⅱ-1-2（代数学）	2		
		特別研究Ⅱ-1-3（統計科学）	2		
		特別研究Ⅱ-1-4（凸解析学・非線形解析学）	2		
		特別研究Ⅱ-1-5（解析学）	2		
		特別研究Ⅱ-1-6（複素解析学）	2		
		特別研究Ⅱ-1-7（微分幾何学）	2		
		特別研究Ⅱ-1-8（位相幾何学）	2		
		特別研究Ⅱ-1-9（代数学）	2		
		特別研究Ⅱ-1-10（生物数学）	2		
		特別研究Ⅱ-1-11（現象数理学）	2		
		特別研究Ⅱ-1-12（力学系の解析学）	2		
		特別研究Ⅲ-1-1（解析学）	2		
		特別研究Ⅲ-1-2（代数学）	2		
		特別研究Ⅲ-1-3（統計科学）	2		

免許教科	免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数	
				中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
数学	数学の教科に関する科目	特別研究Ⅲ-1-4（凸解析学・非線形解析学）	2		
		特別研究Ⅲ-1-5（解析学）	2		
		特別研究Ⅲ-1-6（複素解析学）	2		
		特別研究Ⅲ-1-7（微分幾何学）	2		
		特別研究Ⅲ-1-8（位相幾何学）	2		
		特別研究Ⅲ-1-9（代数学）	2		
		特別研究Ⅲ-1-10（生物数学）	2		
		特別研究Ⅲ-1-11（現象数理学）	2		
		特別研究Ⅲ-1-12（力学系の解析学）	2		
		特別研究Ⅳ-1-1（解析学）	2		
		特別研究Ⅳ-1-2（代数学）	2		
		特別研究Ⅳ-1-3（統計科学）	2		
		特別研究Ⅳ-1-4（凸解析学・非線形解析学）	2		
		特別研究Ⅳ-1-5（解析学）	2		
		特別研究Ⅳ-1-6（複素解析学）	2		
		特別研究Ⅳ-1-7（微分幾何学）	2		
		特別研究Ⅳ-1-8（位相幾何学）	2		
		特別研究Ⅳ-1-9（代数学）	2		
		特別研究Ⅳ-1-10（生物数学）	2		
		特別研究Ⅳ-1-11（現象数理学）	2		
		特別研究Ⅳ-1-12（力学系の解析学）	2		

博士前期課程理工学専攻

免許教科	免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数
				高等学校教諭専修免許状
情報	情報の教科に関する科目	知能情報デザイン論	2	24
		モバイルネットワーク	2	
		障がい者・高齢者とICT	2	
		知識発見とデータマイニング	2	
		プログラム解析技術	2	
		情報論理学	2	
		計算量理論	2	
		知識獲得特論	2	
		統計的パターン認識論	2	
		Advance Computer Arithmetic	2	
		Structural Equation Modeling in Statistics	2	
		マルチメディア信号処理概論	2	
		情報神経行動学	2	
		システム創成特論	4	

博士前期課程理工学専攻

免許教科	免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数	
				中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
理科	理科の教科に関する科目	金属材料学	2	24	24
		電子材料学	2		
		プラズマ・材料相互作用特論	2		
		電子材料プロセス概論	2		
		低温物理学	2		
		磁性物理学	2		
		金属化合物の磁性	2		
		超伝導概論	2		
		電子物性特論	2		
		固体電子論	2		
		統計場の理論	2		
		振動分光学	2		
		物性測定技術概論	2		
		多体電子特論	2		
		セミナーⅠ-3-2（結晶成長学）	1		
		セミナーⅠ-3-3（電子物性学）	1		
		セミナーⅠ-3-4（物性物理学）	1		
		セミナーⅠ-3-5（理論物性物理学）	1		
		セミナーⅠ-3-7（低温物理学）	1		
		セミナーⅠ-3-8（凝縮系物理学）	1		
		セミナーⅠ-3-9（理論物性物理学）	1		
		セミナーⅠ-3-10（理論物性物理学）	1		
		セミナーⅡ-3-2（結晶成長学）	1		
		セミナーⅡ-3-3（電子物性学）	1		
		セミナーⅡ-3-4（物性物理学）	1		
		セミナーⅡ-3-5（理論物性物理学）	1		
		セミナーⅡ-3-7（低温物理学）	1		
		セミナーⅡ-3-8（凝縮系物理学）	1		
		セミナーⅡ-3-9（理論物性物理学）	1		
		セミナーⅡ-3-10（理論物性物理学）	1		
		セミナーⅢ-3-2（結晶成長学）	1		
		セミナーⅢ-3-3（電子物性学）	1		
		セミナーⅢ-3-4（物性物理学）	1		
		セミナーⅢ-3-5（理論物性物理学）	1		
		セミナーⅢ-3-7（低温物理学）	1		
		セミナーⅢ-3-8（凝縮系物理学）	1		
		セミナーⅢ-3-9（理論物性物理学）	1		
		セミナーⅢ-3-10（理論物性物理学）	1		
		セミナーⅣ-3-2（結晶成長学）	1		
		セミナーⅣ-3-3（電子物性学）	1		
		セミナーⅣ-3-4（物性物理学）	1		
		セミナーⅣ-3-5（理論物性物理学）	1		
		セミナーⅣ-3-7（低温物理学）	1		
		セミナーⅣ-3-8（凝縮系物理学）	1		
		セミナーⅣ-3-9（理論物性物理学）	1		
		セミナーⅣ-3-10（理論物性物理学）	1		

博士前期課程理工学専攻

免許教科	免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数
				高等学校教諭専修免許状
工業	工業の教科に関する科目	実用機械設計	2	24
		ロボット工学特論	2	
		固体力学特論	2	
		機械力学特論	2	
		ヒューマンインタフェース特論	2	
		音響工学	2	
		電磁波大気計測論	2	
		光応用計測論	2	
		フォトニクス基礎	2	
		コヒーレント光工学	2	
		統計的信号処理	2	
		応用熱流体工学	2	
		再生可能エネルギーシステム用の電力変換器と制御	2	
		コヒーレント光学とホログラフィ	2	

博士前期課程農生命科学専攻

免許教科	免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数	
				中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
理科	理科の教科に関する科目	分子構造機能特論	2	24	24
		細胞構造機能特論	2		
		生体制御機構特論	2		
		応用植物生理学特論	2		
		植物ゲノム応用科学特論	2		
		微生物機能特論	2		
		生物多様性特論	2		
		形態形成特論	2		
		水圏応用科学特論	2		
		植物機能開発学特論	2		
		森林生態環境学特論	2		
		水圏生態学特論	2		
		土壌環境共生学特論	2		
		環境共生計測特論	2		
		セミナーI-9-1 (植物科学)	1		
		セミナーI-9-2 (発生生物学)	1		
		セミナーI-9-3 (細胞構造学)	1		
		セミナーI-9-4 (進化生態学)	1		
		セミナーI-9-5 (海洋生物)	1		
		セミナーI-9-6 (生命物理化学)	1		
		セミナーI-9-7 (生物化学)	1		
		セミナーI-9-8 (食機能制御学)	1		
		セミナーI-9-9 (分子微生物学)	1		
		セミナーI-9-10 (植物分子遺伝学)	1		
		セミナーI-9-11 (化学生物学)	1		
		セミナーI-9-12 (水圏応用科学)	1		
		セミナーII-9-1 (植物科学)	1		
		セミナーII-9-2 (発生生物学)	1		
		セミナーII-9-3 (細胞構造学)	1		
		セミナーII-9-4 (進化生態学)	1		
		セミナーII-9-5 (海洋生物)	1		
		セミナーII-9-6 (生命物理化学)	1		
		セミナーII-9-7 (生物化学)	1		
		セミナーII-9-8 (食機能制御学)	1		
		セミナーII-9-9 (分子微生物学)	1		
		セミナーII-9-10 (植物分子遺伝学)	1		
		セミナーII-9-11 (化学生物学)	1		
		セミナーII-9-12 (水圏応用科学)	1		

免許教科	免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数	
				中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
理科	理科の教科に関する科目	セミナーIII-9-1（植物科学）	1		
		セミナーIII-9-2（発生生物学）	1		
		セミナーIII-9-3（細胞構造学）	1		
		セミナーIII-9-4（進化生態学）	1		
		セミナーIII-9-5（海洋生物）	1		
		セミナーIII-9-6（生命物理化学）	1		
		セミナーIII-9-7（生物化学）	1		
		セミナーIII-9-8（食機能制御学）	1		
		セミナーIII-9-9（分子微生物学）	1		
		セミナーIII-9-10（植物分子遺伝学）	1		
		セミナーIII-9-11（化学生物学）	1		
		セミナーIII-9-12（水圏応用科学）	1		
		セミナーIV-9-1（植物科学）	1		
		セミナーIV-9-2（発生生物学）	1		
		セミナーIV-9-3（細胞構造学）	1		
		セミナーIV-9-4（進化生態学）	1		
		セミナーIV-9-5（海洋生物）	1		
		セミナーIV-9-6（生命物理化学）	1		
		セミナーIV-9-7（生物化学）	1		
		セミナーIV-9-8（食機能制御学）	1		
		セミナーIV-9-9（分子微生物学）	1		
		セミナーIV-9-10（植物分子遺伝学）	1		
		セミナーIV-9-11（化学生物学）	1		
		セミナーIV-9-12（水圏応用科学）	1		

博士前期課程農生命科学専攻

免許教科	免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数
				高等学校教諭 専修免許状
農業	農業の教科に関する科目	作物生産学特論	2	24
		農業生産環境学特論	2	
		農業・農村開発史特論	2	
		農業経営経済分析特論	2	
		森林資源管理学特論	2	
		森林リモートセンシング特論	2	
		食品機能・加工学特論	2	
		動物生産学特論	2	
		森林情報学特論	2	
		植物病理生態学特論	2	
		応用昆虫学特論	2	
		水文学特論	2	
		環境工学特論	2	
		施設工学特論	2	
		セミナーI-10-1（施設園芸学）	1	
		セミナーII-10-1（施設園芸学）	1	
		セミナーIII-10-1（施設園芸学）	1	
		セミナーIV-10-1（施設園芸学）	1	

大学院自然科学研究科規則

(平成30年島大自然科学研究科規則第1号)

(平成30年4月1日制定)

[令和6年3月13日最終改正]

(趣旨)

第1条 島根大学大学院自然科学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項については、大学院学則（平成16年島大学則第3号）及びこれに基づく特別の定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(教育研究上の目的)

第2条 研究科博士前期課程は、科学・技術の発展と持続可能な社会の実現に俯瞰的・総合的視点から寄与できる創造性豊かな高度技術者・研究者及びグローバルな視野を持って地域社会の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。

2 研究科博士後期課程は、地域に根差し世界に開かれた大学院として、豊かな人間性と極めて高度な専門性、さらにはグローバルな感性を身につけ、高い課題発見能力と課題解決能力を持って社会に貢献する理学分野と工学分野の人材を育成することを目的とする。

(専攻及び教育コース)

第3条 研究科博士前期課程に次の専攻及び教育コースを置く。

理工学専攻

先端材料工学コース、数理科学コース、知能情報デザイン学コース、物理・応用物理学コース、機械・電気電子工学コース

環境システム科学専攻

地球科学コース、環境共生科学コース、物質化学コース、建築デザイン学コース

農生命科学専攻

生命科学コース、農林生産学コース

2 研究科博士後期課程に次の専攻及び教育コースを置く。

創成理工学専攻

理工学コース、自然環境システム科学コース

(教育研究分野)

第3条の2 研究科博士後期課程の教育コースに次の教育研究分野を置く。

理工学コース

数理科学分野、知能情報デザイン学分野、物理・マテリアル工学分野、機械・電気電子工学分野

自然環境システム科学コース

地球科学分野、環境共生科学分野、物質化学分野、建築デザイン学分野、生命科学分野

(附属教育施設)

第4条 研究科に次の附属教育施設を置く。

附属産学官教育推進センター

2 附属産学官教育推進センターについては、別に定める。

(教育組織の編成)

第5条 研究科博士前期課程は、本学の教授、准教授、講師及び助教のうち、博士前期課程における教育及び研究指導を担当する資格を有する者をもって編成する。

- 2 研究科博士後期課程は、本学の教授、准教授及び講師のうち、博士後期課程における教育及び研究指導を担当する資格を有する者をもって編成する。

(入学の時期)

第6条 入学の時期は、4月又は10月とする。

(再入学者及び転入学者の修業年限)

第7条 大学院学則第12条又は第13条の規定により、再入学又は転入学を許可された者の修業年限は、当該志願者の合否を決定するときに、研究科教授会の議を経て決定する。

(再入学者及び転入学者の在学年限)

第8条 大学院学則第12条又は第13条の規定により、再入学又は転入学を許可された者の在学年限は、別に定める。

(教育方法)

第9条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

(社会人学生に対する教育方法の特例)

第10条 研究科教授会が教育上特別の必要があると認めたときは、夜間その他特定の時間又は時期に授業及び研究指導を行うことができる。

- 2 前項の規定を適用する学生に対しては、入学時に博士前期課程においては2年間、博士後期課程においては3年間にわたる授業科目の開講計画をあらかじめ予告し、2年間及び3年間を見通した履修計画をたてさせるものとする。

(特別教育プログラム)

第11条 研究科博士前期課程に医理工農連携プログラム、ダブルディグリープログラム、英語による留学生プログラム、英語による「地球」教育研究特別プログラム（以下4つのプログラムを総称して「博士前期課程特別教育プログラム」という。）を置く。

- 2 研究科博士後期課程にマテリアル創成工学特別プログラム、医理工農連携プログラム、ダブルディグリープログラム、英語による「地球」教育研究特別プログラム（以下4つのプログラムを総称して「博士後期課程特別教育プログラム」という。）を置く。

(学部・博士前期一貫プログラム)

第12条 研究科に学部・博士前期一貫プログラムを置く。

- 2 学部・博士前期一貫プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究の単位の計算方法)

第13条 博士前期課程の特別研究は、開設する教育コースの指導の形態に応じ、演習又は実験として取り扱うものとし、教育コースごとに次の各号の基準により計算するものとする。

- 一 先端材料工学コースの特別研究は、演習30時間、実験30時間又は実験45時間をもって1単位とする。
- 二 数理科学コースの特別研究は、演習30時間をもって1単位とする。
- 三 知能情報デザイン学コースの特別研究は、演習30時間をもって1単位とする。
- 四 物理・応用物理学コースの特別研究は、演習又は実験30時間をもって1単位とする。
- 五 機械・電気電子工学コースの特別研究は、実験45時間をもって1単位とする。

位とする。

六 地球科学コースの特別研究は、演習 30 時間又は実験 45 時間の研究指導をもって 1 単位とする。

七 環境共生科学コースの特別研究は、演習 30 時間又は実験 45 時間をもって 1 単位とする。

八 物質化学コースの特別研究は、実験 30 時間をもって 1 単位とする。

九 建築デザイン学コースの特別研究は、演習又は実験 30 時間の研究指導をもって 1 単位とする。

十 生命科学コースの特別研究は、演習 30 時間又は実験 45 時間の研究指導をもって 1 単位とする。

十一 農林生産学コースの特別研究は、演習 30 時間又は実験 45 時間をもって 1 単位とする。

(論文研究の単位の計算方法)

第 13 条の 2 博士後期課程の論文研究は、開設する教育研究分野の指導の形態に応じ、演習又は実験として取り扱うものとし、教育研究分野ごとに次の各号の基準により計算するものとする。

一 数理学分野の論文研究は、演習 30 時間をもって 1 単位とする。

二 知能情報デザイン学分野の論文研究は、演習 30 時間をもって 1 単位とする。

三 物理・マテリアル工学分野の論文研究は、演習又は実験 30 時間の研究指導をもって 1 単位とする。

四 機械・電気電子工学分野の論文研究は、実験 45 時間をもって 1 単位とする。

五 地球科学分野の論文研究は、演習 30 時間又は実験 45 時間の研究指導をもって 1 単位とする。

六 環境共生科学分野の論文研究は、演習 30 時間又は実験 45 時間の研究指導をもって 1 単位とする。

七 物質化学分野の論文研究は、実験 30 時間をもって 1 単位とする。

八 建築デザイン学分野の論文研究は、演習又は実験 30 時間をもって 1 単位とする。

九 生命科学分野の論文研究は、演習 30 時間又は実験 45 時間をもって 1 単位とする。

(授業科目及び単位数等)

第 14 条 研究科における授業科目及び単位数等は、博士前期課程においては別表第 1 及び別表第 2、博士後期課程においては別表第 3 及び別表第 4 に掲げるとおりとする。

2 研究科教授会が教育又は研究上必要と認めたときは、特別に授業科目を開設することができる。

(指導教員)

第 15 条 学生の授業科目の履修指導及び研究指導を行うため、指導教員を置く。

2 博士前期課程の指導教員は、学生ごとに主指導教員を 1 名置くものとする。

3 前項に規定する主指導教員のほかに、副指導教員 1 名以上を置くものとする。ただし、副指導教員のうち少なくとも 1 名は専攻内の他コース又は他専攻の担当教員とする。

- 4 第2項及び前項に規定する主指導教員及び副指導教員は、博士前期課程を担当する者のうちから、研究科教授会の議を経て決定する。
- 5 第2項に規定する主指導教員は、博士前期課程を担当する教授（特任教授を含む。）をもって充てる。ただし、研究科教授会において必要と認めたときは、准教授又は講師とすることができる。
- 6 博士後期課程の指導教員は、学生ごとに主指導教員1名を置くものとする。
- 7 前項に規定する主指導教員のほかに、副指導教員3名以上を置くものとする。ただし、副指導教員のうち少なくとも1名は他教育研究分野の担当教員とする。
- 8 第6項及び前項に規定する主指導教員及び副指導教員は、博士後期課程を担当する者のうちから、研究科教授会の議を経て決定する。
- 9 第6項に規定する主指導教員は、博士後期課程を担当する教授（特任教授を含む。）をもって充てる。ただし、研究科教授会において必要と認めたときは、准教授とすることができる。

（研究指導計画）

第16条 前条第2項に定める主指導教員は、学生ごとに学位論文又は特定の課題についての研究成果（以下「学位論文等」という。）の作成に対する研究指導計画を作成し、一年間の指導の計画を学生にあらかじめ明示するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、研究指導の方法及び内容に関し必要な事項は別に定める。
- 3 前条第6項に定める主指導教員は、学生ごとに学位論文の作成に対する研究指導計画を作成し、一年間の指導の計画を学生にあらかじめ明示するものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、研究指導の方法及び内容に関し必要な事項は別に定める。

（履修方法）

第17条 学生は、博士前期課程にあつては、所属する教育コース及び他の教育コースの授業科目のうちから30単位以上、博士後期課程にあつては、所属する教育コース及び他の教育コースの授業科目のうちから12単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。

- 2 学生は、授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ指導教員の指示に従い、履修しようとする授業科目を定め、所定の期日までに履修登録をしなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、別に定める。

（他の大学の大学院等の授業科目の履修）

第18条 学生は、大学院学則第20条の規定により、研究科が別に定める他の大学の大学院又は外国の大学院等（以下「他の大学の大学院等」という。）の授業科目を履修することができる。

- 2 学生は、前項の規定により、他の大学の大学院等の授業科目を履修しようとするときは、研究科長を経て、学長の許可を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により修得した単位は、15単位を限度として第17条第1項の単位に含めることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、他の大学の大学院等の授業科目の履修については、別に定める。

(他の大学の大学院等における研究指導)

第19条 学生は、大学院学則第21条の規定により、他の大学の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることができる。ただし、研究指導を受ける期間は、博士前期課程の学生にあつては1年を超えることができない。

2 学生は、前項の規定により、他の大学の大学院又は研究所等で研究指導を受けようとするときは、研究科長を経て、学長の許可を受けなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、他の大学の大学院又は研究所等における研究指導については、別に定める。

(単位の授与)

第20条 単位は、学生が履修した授業科目について、授業科目担当教員が行う試験に合格したときに与える。

2 前項の規定による試験は、学期末、学年末又は学期の中途において筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告書等によって行うものとする。

(追試験)

第21条 学生は、病気その他やむを得ない理由により、前条第1項の試験を受けることができなかった場合は、研究科長に願い出て、授業科目担当教員の承認の上、追試験を受けることができる。

(学位論文等)

第22条 学生は、主指導教員の承認を得て、所定の期日までに、学位論文等を研究科長に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、学位論文等の審査及び最終試験に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第23条 特別聴講学生の受入等について必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第24条 特別研究学生の受入等について必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状)

第25条 研究科において所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類等は、次のとおりとする。

専攻	免許状の種類・教科	
	中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状
博士前期課程 理工学専攻	理科，数学	理科，数学，情報，工業
博士前期課程 環境システム科学専攻	理科	理科，農業
博士前期課程 農生命科学専攻	理科	理科，農業

(組織的研修等)

第26条 研究科は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

- 2 研究科は、博士後期課程の学生が修了後自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うための機会を設け、又は当該機会に関する情報の提供を行うものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月20日一部改正）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に再入学又は転入学する者については、この規則による改正後の島根大学大学院自然科学研究科規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年2月19日一部改正）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に再入学又は転入学する者については、この規則による改正後の島根大学大学院自然科学研究科規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月23日一部改正）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年2月17日一部改正）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に再入学又は転入学する者については、この規則による改正後の大学院自然科学研究科規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第18条第3項の規定は令和2年6月30日から適用する。

附 則（令和4年3月16日一部改正）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に再入学又は転入学する者については、この規則による改正後の大学院自然科学研究科規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第1に記載のある 持続性科学と SDGs, 別表第2に記載のある 持続性科学と SDGs, 別表第3に記載のある Sustainability science and SDGs, Science for a sustainable society and future Earth, 半導体薄膜技術 及び 行動生態学特論, 別表第4に記載のある Sustainability science and SDGs, Science for a sustainable society and future Earth については、令和3年度以前の入学生（当該入学生と同学年に再入学又は転入学する者も含む。）にあっても適用する。

附 則（令和4年6月22日一部改正）

- 1 この規則は、令和4年6月22日から施行する。

附 則（令和4年10月26日一部改正）

- 1 この規則は、令和4年10月26日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に再入学又は転入学する者については、この規則による改正後の大学院自然科学研究科規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第2に記載のある Statistical Pattern Recognition 統計的パターン認識論 及び Information Logic 情報論理学については、令和3年度以前の入学生（当該入学生と同学年に再入学又は転入学する者も含む。）にあっても適用する。

附 則（令和 5 年 2 月 22 日一部改正）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に再入学又は転入学する者については、この規則による改正後の大学院自然科学研究科規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。

附 則（令和 5 年 4 月 26 日一部改正）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 26 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 13 日一部改正）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に再入学又は転入学する者については、この規則による改正後の大学院自然科学研究科規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第 1 に記載のある 責任ある研究活動入門、別表第 2 に記載のある 責任ある研究活動入門及び **Introduction to the Responsible Conduct of Research** 責任ある研究活動入門については、令和 5 年度以前の入学生（当該入学生と同学年に再入学又は転入学する者も含む。）にあっても適用する。